

平成30年第2回定例会（9月議会）
所管事項審査関係資料

平成30年9月14日
総務部

【所管事項】

資料1 障害者の雇用状況に関する再調査結果について

(人 事 課)

資料2 平成29年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率（速報値）について

(財 政 課)

障害者の雇用状況に関する再調査結果について

平成 30 年 9 月 14 日

人 事 課

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者の雇用状況等について、知事部局職員に関して不適切な算定があったことから、昨年度と今年度分を再調査したが、その結果は以下のとおりである。

【再調査の方法】

手帳等の写しの提出により確認を行った。

なお、手帳等とは、身体障害者手帳、療育手帳（又は児童相談所等による知的障害者であることの判定書）、精神障害者保健福祉手帳。これらの手帳がない場合は、知事の定める医師又は産業医による診断書、意見書のことである。

1 平成 29 年 6 月 1 日現在（法定雇用率 2.3%）

厚生労働省から、平成 30 年 8 月 31 日付け文書で、地方公共団体における平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者任免状況について再点検を実施し、その結果の報告を求められていることから実施したもの。

	当初報告	再調査	差引
算定基礎職員数※1	3,573.5 人	3,573.5 人	—
障害者実人数	73 人	66 人	△7 人
障害者算定数※2	91 人	83.5 人	△7.5 人
実雇用率	2.55%	2.34%	△0.21%
不足障害者数	—	—	—

※1 「算定基礎職員数」において、短時間勤務職員は 1 / 2 で算定

※2 「障害者算定数」において、重度障害者は 2 倍、短時間勤務職員は 1 / 2 で算定

(1) 当初報告の障害者実人数の内訳

手帳等所持職員（自己申告） 65 人
手帳等所持不明職員 8 人

(2) 再調査の障害者実人数の内訳

手帳等所持職員（写しを確認） 66 人
（うち新たに手帳等の所持を確認した職員 1 人）

2 平成30年6月1日現在（法定雇用率2.5%）

	当初報告	再調査	差引
算定基礎職員数※1	3,582.5人	3,582.5人	－
障害者実人数	73人	70人	△3人
障害者算定数※2	91.5人	88人	△3.5人
実雇用率	2.55%	2.46%	△0.09%
不足障害者数	－	1人	+1人

※1 「算定基礎職員数」において、短時間勤務職員は1／2で算定

※2 「障害者算定数」において、重度障害者は2倍、短時間勤務職員は1／2で算定

（1）当初報告の障害者実人数の内訳

手帳等所持職員（自己申告）	67人
手帳等の所持がない職員（自己申告）	1人
手帳等所持不明職員	5人

（2）再調査の障害者実人数の内訳

手帳等所持職員（写しを確認）	70人
（うち新たに手帳等の所持を確認した職員3人）	

なお、手帳等の所持が不明であった5人については、確認したところ所持していないことが判明した。

3 今後の対応

障害者の雇用の促進に向け、正職員については身体障害者を対象とした県職員採用試験（9月12日受験申込書受付締切、11月下旬最終合格発表予定）において採用予定数を確保するとともに、非常勤職員についても就業の場の拡大を図りつつ、雇用者の確保に努める。

4 その他

知事部局以外の再調査の結果は、別紙のとおりであり、教育委員会及び警察本部分については教育公安委員会において、公営企業課分については産業観光委員会において報告する。

なお、議会事務局、人事委員会事務局、監査委員事務局については、職員数の規模が小さいため対象外となっている。

障害者の雇用状況に関する再調査結果について

総 務 課

1 概要

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者の雇用状況等について、教育委員会職員に関して不適切な算定があったことから、再調査したが、その結果は以下のとおりである。

平成30年6月1日現在（法定雇用率2.4%）

	当初報告	再調査	差引
算定基礎職員数※1	6,966.5人	6,966.0人	△0.5人
障害者実人数	118人	102人	△16人
障害者算定数※2	166人	147人	△19人
実雇用率	2.38%	2.11%	△0.27%
不足障害者数	1人	20人	19人

※1 「算定基礎職員数」において、短時間勤務職員は1/2で算定

※2 「障害者算定数」において、重度障害者は2倍、短時間勤務職員は1/2で算定

(1) 当初報告の障害者実人数の内訳

手帳等所持職員 26人

手帳等所持不明職員等 92人

(2) 再調査の障害者実人数の内訳

手帳等所持職員 102人

（うち新たに手帳等の所持を確認した職員 4人）

手帳等不所持職員等 20人

（手帳等なし9人、手帳等返却済4人、回答なし6人、退職済1人）

【再調査の方法】

手帳等の写しの提出により確認を行った。

なお、手帳等とは、身体障害者手帳、療育手帳（又は児童相談所等による知的障害者であることの判定書）、精神障害者保健福祉手帳。これらの手帳がない場合は、知事の定める医師又は産業医による診断書、意見書のことである。

2 今後の対応

国のガイドラインに沿った適正な運用を行うとともに、障害者の法定雇用率の達成に向け、教職員や非常勤職員の採用を積極的に進める。

(参 考)

平成29年6月1日現在（法定雇用率2.2%）

	当初報告	再調査	差引
算定基礎職員数	7, 781.0人	7, 110.0人	△671人
障害者実人数	124人	95人	△29人
障害者算定数	174人	132.5人	△41.5人
実雇用率	2.24%	1.86%	△0.38%
不足障害者数	0人	23.5人	23.5人

障害者の雇用状況に関する再調査結果について

平成 30 年 9 月 20 日

警 務 課

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者の雇用状況等について、秋田県警察職員に関して不適切な算定があったことから、昨年度と今年度分を再調査しましたが、その結果は以下のとおりです。

【再調査の方法】

手帳等の写しの提出により確認を行った。

なお、手帳等とは、身体障害者手帳、療育手帳（又は児童相談所等による知的障害者であることの判定書）、精神障害者保健福祉手帳。これらの手帳がない場合は、知事の定める医師又は産業医による診断書、意見書のことである。

1 平成 29 年 6 月 1 日現在（法定雇用率 2.3%）

厚生労働省から、平成 30 年 8 月 31 日付け文書で、地方公共団体における平成 29 年 6 月 1 日現在の障害者任免状況について再点検を実施し、その結果の報告を求められていることから実施したもの。

	当初報告	再調査	差引
算定基礎職員数	374 人	374 人	—
障害者実人数	10 人	2 人	△ 8 人
障害者算定数※ 1	10 人	4 人	△ 6 人
実雇用率	2.67%	1.07%	△ 1.6%
不足障害者数	—	4 人	+ 4 人

※ 1 「障害者算定数」において、重度障害者は 2 倍で算定

(1) 当初報告の障害者実人数の内訳

手帳等所持不明職員 10 人

(2) 再調査の障害者実人数の内訳

手帳等所持職員（写しを確認） 2 人

2 平成30年6月1日現在（法定雇用率2.5%）

	当初報告	再調査	差引
算定基礎職員数	377人	377人	－
障害者実人数	10人	2人	△8人
障害者算定数※1	10人	4人	△6人
実雇用率	2.65%	1.06%	△1.59%
不足障害者数	－	5人	＋5人

※1 「障害者算定数」において、重度障害者は2倍で算定

（1）当初報告の障害者実人数の内訳

手帳等所持不明職員 10人

（2）再調査の障害者実人数の内訳

手帳等所持職員（写しを確認） 2人

3 今後の対応

本年度から、身体障害者を対象とした警察事務（高校卒業程度）の採用試験を行っており、法定雇用率を満たすため、計画的かつ継続的に障害者雇用を推進します。

障害者の雇用状況に関する調査結果について

公 営 企 業 課

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく障害者の雇用状況について、公営企業の調査結果を報告する。

【調査の方法】

手帳等の写しの提出により確認を行った。

なお、手帳等とは、身体障害者手帳、療育手帳（又は児童相談所等による知的障害者であることの判定書）、精神障害者保健福祉手帳。これらの手帳がない場合は、知事の定める医師又は産業医による診断書、意見書のことである。

1 平成30年6月1日現在（法定雇用率2.5%）

	公営企業
算定基礎職員数 ※1	107人
障害者実人数	1人
障害者算定数 ※2	2人
実雇用率 ※3	1.87%
不足障害者数 ※4	—

※1 「算定基礎職員数」において、短時間勤務職員は1/2で算定

※2 「障害者算定数」において、重度障害者は2倍、短時間勤務職員は1/2で算定

※3・4 実雇用率は1.87%であるが、障害者数として必要な人数（2人）を満たしているため、不足障害者数はない。

$107人 \times 2.5\% = 2.675人$ （小数点以下切り捨て）→2人

○ 調査の障害者実人数の内訳

手帳所持職員（写しを確認） 1人

2 今後の対応

法定雇用率の達成に向け、職員の採用等により障害者雇用の推進に努める。

平成 2 9 年度決算に基づく健全化判断比率・ 資金不足比率（速報値）について

平成 3 0 年 9 月 1 4 日
財 政 課

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算定した、「健全化判断比率」及び公営企業会計の「資金不足比率」については、次のとおりです。

		H 2 9 決算	H 2 8 決算	H 2 9－H 2 8
健全化判断比率	実質赤字比率	—	—	—
	連結実質赤字比率	—	—	—
	実質公債費比率 (※ 3 カ年平均)	1 3 . 0 %	1 3 . 6 %	△ 0 . 6 %
	将来負担比率	2 5 4 . 7 %	2 4 9 . 3 %	5 . 4 %
資金不足比率		—	—	—

※実質公債費比率は 3 カ年の平均値

H29決算：13.0%（H29:11.8%、H28:13.7%、H27:13.7%の平均値）

H28決算：13.6%（H28:13.7%、H27:13.7%、H26:13.5%の平均値）

〔参考〕早期健全化基準等

	早期健全化基準	財政再生基準	指標の説明
実 質 赤 字 比 率	3.75%	5%	一般会計等における実質赤字の標準財政規模に対する比率
連結実質赤字比率	8.75%	15%	全会計における実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率
実 質 公 債 費 比 率	25%	35%	公営企業を含む地方公共団体が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率
将 来 負 担 比 率	400%	—	地方公共団体が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率
資 金 不 足 比 率	(経営健全化基準) 20%	—	公営企業会計における資金不足額の事業規模に対する比率 ※対象は電気事業会計ほか 6 会計

※早期健全化基準・・・健全化判断比率のいずれかが基準以上である場合には、「財政健全化計画」を定めなければなりません。

※財政再生基準・・・健全化判断比率のうち将来負担比率を除いた 3 つの指標のいずれかが基準以上である場合には、「財政再生計画」を定めなければなりません。